

対象となる方

- ・要介護認定において「要支援１・２」「要介護１～５」と認定され、主治医よりリハビリが必要と判断された方
- ・難病や特定疾病によりリハビリが必要な方
- ・（医療保険利用の場合）医師によるリハビリの指示がある方

ご利用開始までの流れ

- ① 介護認定を受ける（お住まいの市町村へお問い合わせ下さい）
- ② 担当ケアマネージャーへご相談（→当院へ利用依頼）
- ③ かかりつけ医からの許可（診療情報提供）
※当院がかかりつけ医の場合③は不要
- ④ 当院医師の診察へ（指示を得る）
- ⑤ 契約・担当者会議
- ⑥ 訪問リハビリ利用開始



利用料金について

料金のご利用者様によって異なります。また、状況により加算や減算、介護保険関係法令の改定に伴う変更等がございます。料金の詳細をお知りになりたい場合は、お気軽に当院へお問い合わせください。

例）要介護認定で１割負担の利用者様（４０分利用）の場合

（基本料金） 325 円× 2

（加算料金） サービス提供体制加算 4 円× 2 658 円 / 日

※ 658 円×実施回数がひと月の利用者様負担料金です

※ 上記に加え以下の項目等が日毎や月毎に加算される場合あり

短期集中リハビリテーション実施加算 211 円 / 日

訪問リハビリマネジメント加算イもしくはロ 190～500 円程度 / 月



医療法人社団 永和会

新八柱整形外科内科

訪 問

リハビリテーション

事業所番号 1 2 1 2 4 1 6 8 2 4



047-387-0222

〒270-2265 千葉県松戸市常盤平陣屋前 17-12

担当：新沼(にいぬま)

3つの特徴



① クリニックが併設

必要に応じて、医師・看護師と利用者様の
情報が共有でき、より適切な対応ができます

② 通所リハビリ（デイケア）・外来リハビリが併設

利用者様のお身体の状態に応じて、当院内でシームレスに
サービス移行が可能です

③ 送迎サービス（無料）の相談が可能

利用者様一人で当院への通院が出来ない場合は送迎車の利用の
ご相談に応じます（エリアなど条件によってはお受けできない場合あり）

【営業時間】

月～水曜日・金曜日

9:00～12:00 14:00～17:00

土曜日

9:00～12:00 13:00～16:00

【利用可能時間】

1日40分もしくは60分（週に最大120分まで）

（例）40分のリハビリを週3回まで実施可能

【定休日】

木・日曜日、祝日、夏期・年末年始



リハビリの内容

※目的に合わせて内容を選択しメニューを決めて行きます

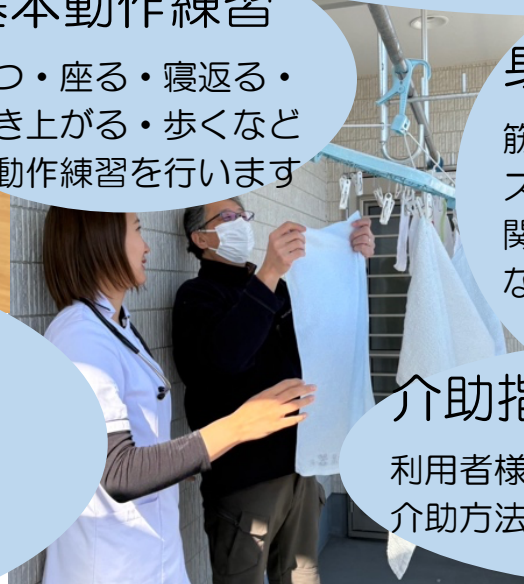
体調の確認

血圧・脈拍など必要に応じて
バイタル確認を行い
リハビリを行えるかを
判断します



基本動作練習

立つ・座る・寝返る・
起き上がる・歩くなど
の動作練習を行います



身体機能練習

筋力トレーニング
ストレッチ
関節可動域拡大練習
などを行います



生活環境調整

自宅の段差解消や手すりの設置
などの住宅改修や
福祉用具の選定など
アドバイスを行います

介助指導

利用者様・ご家族様が安全にできる
介助方法をご提案します